

川崎市環境行政・温暖化対策推進総合調整会議幹事会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市環境基本条例施行規則(平成4年規則第54号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づき、川崎市環境行政・温暖化対策推進総合調整会議幹事会(以下「幹事会」という。)の組織、運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、川崎市環境行政・温暖化対策推進総合調整会議の円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項について、必要な調整を行うものとする。

- (1) 川崎市環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地球温暖化対策をはじめとした環境施策に関すること。
- (3) 環境問題に係る市役所の率先行動に関すること。
- (4) その他の環境行政の総合的推進に関すること。

(組織)

第3条 幹事会は、規則第6条に規定する組織の総合企画及び調整を所掌する課又はこれに準ずる組織(該当する組織がない場合は、連絡調整を所掌する課又はこれに準ずる組織)の課長若しくはこれに相当する職にあるものをもって組織する。

(共同座長)

第4条 幹事会に座長を置く。

- 2 座長は、議事に応じ、環境局総務部長または環境局脱炭素戦略推進室長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、議事に応じ、環境局総務部企画課長または環境局脱炭素戦略推進室担当課長をもって充てる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。

- 2 幹事会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(特定事業ワーキンググループ)

第6条 幹事会は、必要に応じて特定事業ワーキンググループを置くことができる。

2 特定事業ワーキンググループの設置にあたっては、次の事項を幹事会において確認するものとする。

- (1) 名称
- (2) 特定事業テーマ・設置目的
- (3) 構成
- (4) 庶務担当課
- (5) 実施期限（設置日から12カ月以内）
- (6) その他必要な事項

3 特定事業ワーキンググループは、前項第2号に規定する設置目的の達成又は第5号に規定する実施期限を経過した場合は、速やかに廃止するものとする。ただし、必要に応じて、幹事会において確認のもと、設置目的の追加又は当該ワーキンググループの設置期限年度の翌年度末を超えない範囲で実施期間の延長をすることができる。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、環境局総務部企画課及び環境局脱炭素戦略推進室において共同して処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、座長が幹事会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。